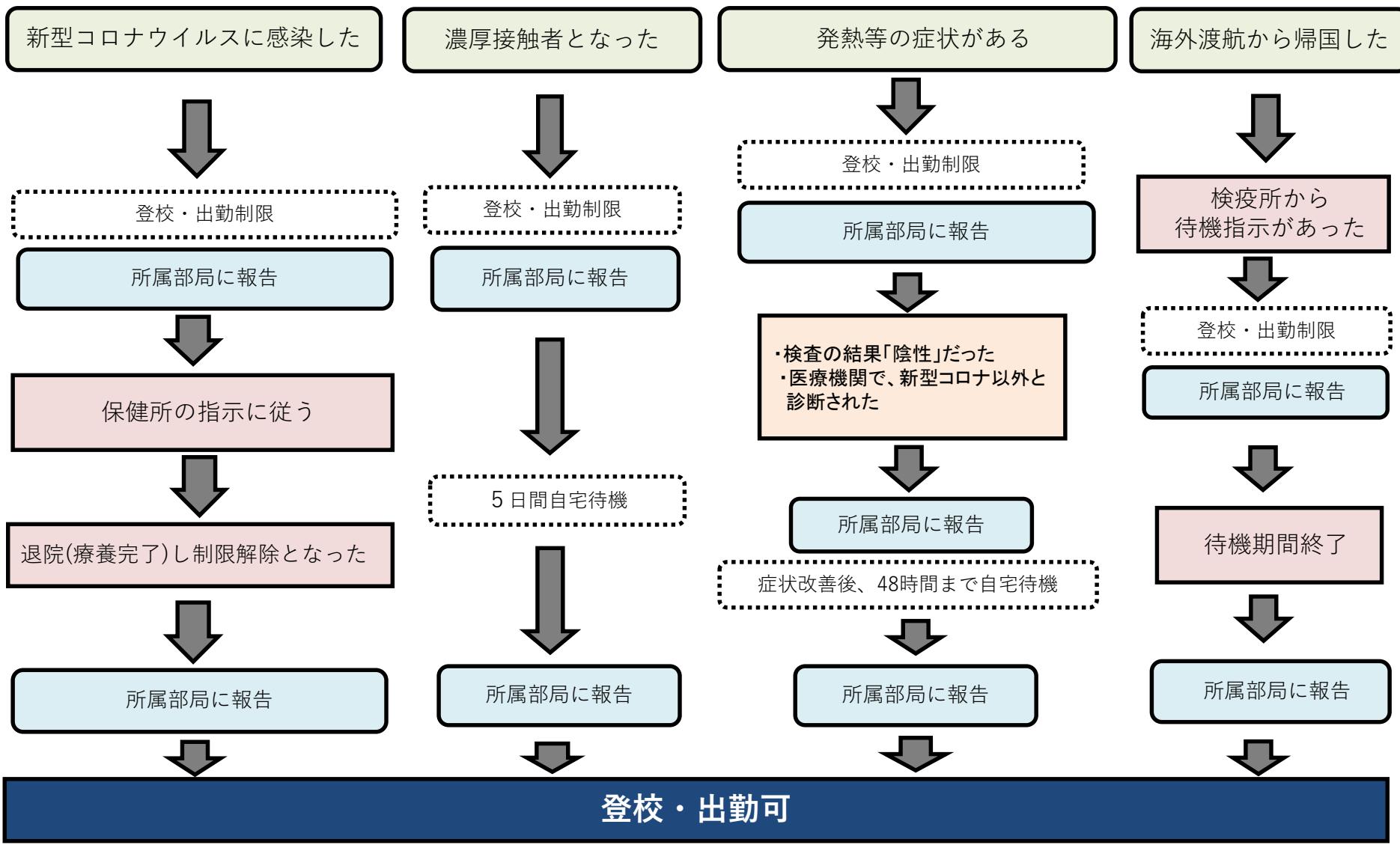


## 学生・教職員の場合

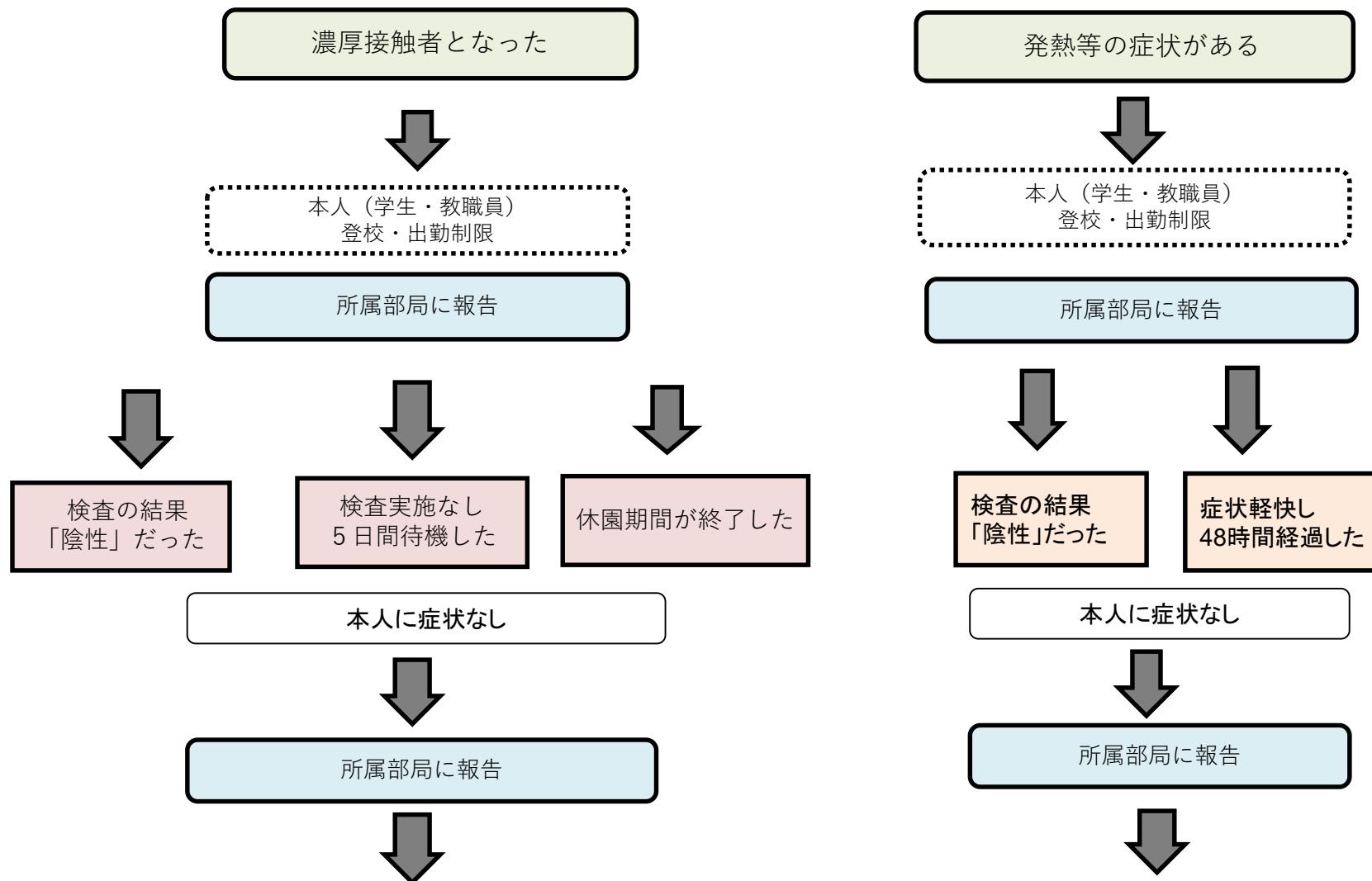


\* 所属部局：学生は教務（学務）担当、教職員は総務担当  
 \* 発熱等の症状：37.5°C以上の熱や呼吸器・上気道症状等

※検査は、医療機関を受診するか、抗原検査キットで自己検査を実施してください。

- ・医療機関の業務が逼迫している場合は、抗原検査キットを用いること。
- ・抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」を用いること。研究用の抗原検査キットは不可。

## 学生・教職員の同居者の場合



\* 所属部局：学生は教務（学務）担当、教職員は総務担当  
 \* 発熱等の症状：37.5°C以上の熱や呼吸器・上気道症状等

※検査は、医療機関を受診するか、抗原検査キットで自己検査を実施してください。

- ・医療機関の業務が逼迫している場合は、抗原検査キットを用いること。
- ・抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」を用いること。研究用の抗原検査キットは不可。